

# 人権とんだ

2 月号

令和6年(2024)

No.539

いまあらためて部落問題を考える

～インターネット上の部落差別をめぐる現状と課題～

《問い合わせ》

共生社会部福祉共生室人権共生推進課

TEL : 559-5148 FAX : 563-7776

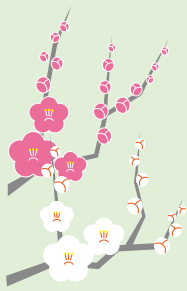
E-mail : jinken\_u@city.sanda.lg.jp

今号では、昨年12月2日に三田市総合文化センター（郷の音ホール）で行われた「人権と共生社会を考える市民のつどい」からお伝えします。当日は、北川真児さんから部落問題の

## 「人権と共生社会を考える

### 市民のつどい」の人権講演

歴史と現状、課題について詳しくお話を伺いました。時代と共に変化している人権の課題について、共に考えましょう。



## 部落解放運動の100年

明治4(1871)年に差別身分を廃止するいわゆる解放令が施行されましたが、その後も差別は残っていました。明治23(1890)年ごろから地域改善運動が展開されましたが、これらは部落差別の原因が部落の側にあるような施策でした。例えば、「差別されるような身なりはやめましょう」とか、「言葉遣いを改めましょう」とかいうもので、差別をなくすことにはなりませんでした。



▲ ゆりのき台小学校でのとんど焼きのようす

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

解放令から約50年後、差別は部落出身者自らが立ち上がったことなくさなければならぬということ。出来たのが全国水平社です。大正11(1922)年に創立され、翌年には兵庫県でも創立されています。令和3(2021)年は水平社創立100年の節目の年でした。

水平社創立大会で採択された「水平社宣言」は、いまだに背筋がピンとするような、すばらしい内容です。「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」で始まるのですが、当時の差別的表現である「特殊部落」という言葉をあえて使い、強い意思を表現しています。宣言の最後は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉ですが、部落差別をなくすことが人類の差別をなくすことになるのだということを表明しているのです。マイノリティから発信されたものとしては世界で最初の人権宣言と言われています。ただ現代では、この宣言にジェンダーの視点が欠けていることは指摘しなければなりません。

を経て、昭和21(1946)年に部落解放全国委員会として活動を再開し、その後の部落解放運動へとつながっていきます。

部落解放運動は、部落差別をなくすための法律を作ることや同和对策事業を推進することなどを求めて展開されました。昭和40(1965)年には同和对策審議会答申が出されました。この答申には、「同和問題を未解決で放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題である」と書かれています。昭和44(1969)年に同和对策事業特別措置法が施行され、同和对策事業は法改正を経ながら33年間にわたって実施されました。

答申では部落差別を禁止する法律、部落差別を受けた人を救済する法律、及び住環境や格差を解消するための法律の制定を求めたのですが、この33年間で実施できたのは3番目の住環境や格差を解消するための施策であったわけです。

これらの施策は、典型的な差別の実態を断ち切るために、国と自治体の責任で周辺地域との格差をなくそう、実態的な差別をなくそ

うということを取り組まれました。具体的には、住宅や道路などの地区環境整備、社会福祉施設や保育所の設置、また進路保障のための奨学金制度の導入などがあります。こうした施策により大きな成果がありました。一方では対象となる同和地区だけが新しい施策の対象となり、それは逆差別ではないかという市民感情も生まれるなどの課題もありました。平成14(2002)年に法律が失効することにより、これらの同和对策事業は終了しました。

## 差別はなくなっていない

平成28(2016)年に、部落差別解消推進法が施行されました。そこでは「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」、そして「部落差別は許されないもの」であり、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と書かれています。

また部落差別をなくする施策を推進する責任は国にあり、地方公共団体には努力義務があるとされています。具体的には相談体制

の充実、教育及び啓発と部落差別の実態把握の3つを実施することです。

ただ、令和元(2019)年に法務省が実施した部落差別の意識調査では、この法律のを知っている人がまだまだ少ないですし、地方自治体が実施している相談体制についても知らないという人が多い状況です。この法律の国民への周知を更に広めて欲しいと思います。

## 現代の部落差別

### 土地に対する差別

部落差別は本来、封建時代の被差別身分に「系譜的」なつながりがある人に対する差別ですが、もう一つの側面である「土地」に対する差別というのがあり、それが非常に色濃く表れるようになります。例えば、以前は戸籍の閲覧制度があり、誰でも戸籍を簡単にみることができたのですが、わたしたちはこのような制度を改善する取り組みを強く進めてきました。誰が部落出身だとかいうのが調べにくくなってきたので、土地で調べるといったのです。その中で昭和50(1975)年の「部落地名

## 水平社以降

水平社の運動は戦争による中断



総鑑事件」や平成16(2004)年以降の「戸籍謄本等不正取得事件」が起りました。

平成21(2009)年の大阪府の不動産関係業者に対する人権に関する実態調査では、「顧客から物件が同和地区のものかどうかを聞かれたことがあるか」の質問に4割ぐらゐが「ある」と回答しています。つまり部落の土地を避けたいという意識が根強く残っているのです。

## 許されないネット差別

また、現代はインターネット上に公然と差別書き込みや差別動画が掲載され、それが悪質化し、煽動につながっている状況があります。動画投稿サイトでは新型コロナや他の事件と絡めて、同和地区ではない地域をあたかもそうであるかのように見せる動画がありました。

これらに対しては地方自治体などでモニタリング(監視)事業を行い問題のある書き込みに対して削除要請をする取り組みを行い、三田市でも実施されています。

平成28(2016)年に、「全国被差別部落一覧」や「部落解放運動関係者一覧」というものをインター

ネット上に公開した出版社があり、わたしたちは裁判をおこしました。もちろん、原告側が勝利しました。

しかし、法律的には差別禁止法がないので、プライバシー侵害ということでしか判断されませんでした。わたしたちは「差別されない権利」を求め、差別禁止法の制定を目指して今後も取り組みを継続していきたいと考えています。

これまで、「差別落書き」というものがありました。インターネット差別はそれに比べても圧倒的に多くの人に届いていくということなのです。そしてインターネット上の動画には広告収入が入ります。そういうものが多く出回っているのです。令和4(2022)年11月に大手動画サイトが300本の差別動画の内、「部落探訪」という210本の動画を自主的に削除しました。

これからは地方自治体においてもインターネット対策を真剣に講じていくことが必要です。

## これからの人権教育

### 啓発を考える

ある特定の民族など特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や

憎悪が元で引き起こされる嫌がらせや暴行等の犯罪行為をヘイトクライムと言います。

また、「差別なんかもうない」↓「あるのは格差」↓「それは努力しないから」↓「なのに差別を主張して過大な要求」↓「不当な特権や利権を得ている」という考え方を現代的レイシズムと呼んでいます。こうしたことに対応する法律の整備が必要です。教育や啓発においても対応できる体制が必要です。

また、「寝た子を起こすな」論は部落問題解決の壁になっています。「差別について語らない社会」というのは「差別がないことになっていく社会」ということです。差別というのは常に社会の日常にあるということ、そして、それはどういう形で、どういう差別であるかを私たちが子どもたちに発信していくことが重要だと考えます。

これまでの同和教育では、直接的な差別を教えていました。しかし、現在では差別を「個人の心の持ち方」に負わせ過ぎており、大きな問題があります。多くの人は差別問題を「自分に関係のないこと」と感じ、自らを「中立的立場」と捉えがちになってしまいま

す。差別をなくすのに中立的な位置はないのです。

これからの教育は、「人権」や差別問題について学ぶことは、自分の人生の質を高めることになるという視点に変えて実践することが大切です。マイナスイメージではなく、こんなことも解決してきたというプラスの話もしていく必要があると考えています。

人権課題は時代によって変化していますので、常にアップデートしていく必要があります。



北川 真児さん

### ◆ プロフィール ◆

- 昭和48(1973)年尼崎市生まれ。
- 平成4(1992)年に広島県で起きた結婚差別事件から本格的に部落解放運動に関わる。
- 平成16(2004)年から部落解放同盟兵庫県連合会に勤務。教育文化、生活労働などを担当。
- 平成25(2013)年から連合会事務局長。
- 一般社団法人ひょうご部落解放人権研究所研究員も兼務。
- 令和2(2020)年から関西学院大学非常勤講師。「差別と人権」論を担当。

令和5年度 じゆしやう  
ラブピース4コマまんがが受賞作品

「ありのままで」



三輪小学校6年  
今井 里桜奈さん

昨年5月に市内で、人を侮辱・差別し人格を傷つけ、排除する言葉が書かれている名刺サイズの小さな紙が貼られているのが発見されました。

インターネット上では、SNSなどで他人を誹謗中傷する差別書き込みもあります。このような行為は人の心を深く傷つける、悪質で卑劣な行為であり、見過ごすことはできません。差別貼紙・落書きは「はがしたり、消したりしてしまえば大丈夫」とか「自分には関係がない」と考える人がいるかもしれませんが、しかし落書きを消しても、それを見た人の心には消えない傷が残ります。また刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となることもあります。

「差別貼紙・落書き」  
「ネット上の差別書き込み」は許さない！



差別貼紙・落書きを発見した場合は、その場で消去せず現場を保存し、紙で覆うなどの処理をした後、速やかに施設管理者または人権共生推進課へ連絡してください。

インターネット上で悪質な書き込みを発見した場合は、警察や人権共生推進課へ連絡してください。ネット管理者宛に削除要請を発見者自身ができることもできます。

みんなで差別を許さないまちをつくっていきましょう。

共生社会部福祉共生室 人権共生推進課  
TEL: 559-15148  
FAX: 563-17776

人権啓発講座のご案内

(三田市人権を考える会補助事業)

きこえないって どんなこと?

—手話言語とコミュニケーション—

参加自由 (無料)  
手話通訳あり

【日 時】3月1日 (金曜日)  
18時50分~21時

【会 場】フラワータウン市民センター2階 (視聴覚室)

【講 演】三田市聴覚障害者協会

主催 狭間地区人権啓発講座実行委員会  
協賛 三田市人権を考える会 狭間地域部会

【内 容】

耳がきこえないことは外見では分からないために、まわりに気づいてもらえないことがたくさんあります。

きこえない人と出会った時、どのように接し、どのように会話したらいいのか学んでみませんか。

〈問い合わせ先〉 三田市人権を考える会 狭間地域部会 (事務局) 狭間小学校 TEL: 562-2145

令和5年度  
人権ポスター・標語受賞作品



富士中学校 1年  
濱田 英汰さん

● くらべない  
● 自分の個性は  
たからもの  
● すずかけ台小学校6年  
● 會澤 英さん

くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063  
月曜~金曜 9時~17時 (※祝日・年末年始を除く)

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談 (予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063  
月曜~金曜 9時~17時 (※祝日・年末年始を除く)  
※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談 (予約)

TEL 559-5148 FAX 563-7776  
《次回相談日》2月22日(木) 13時~16時